

押小路本『即位式』と『儀式』の写本系統

神戸航介

序

『儀式』は九世紀に編纂された公定の儀式書であり、平安時代儀式研究における最重要史料の一つである。そのテキストは、新訂増補故実叢書本（明治図書出版、一九五七年、もとは今泉定介・増訂故実叢書編輯部編『増訂故実叢書』吉川弘文館、一九二八年）ないし神道大系本（神道大系編纂会、一九八〇年）が通用しているが、両者とも底本は天保五年（一八三四）出版の版本である。写本研究の現状は後に詳述するが、『儀式』には古写本が現存しないことから、新写本を用いた、古体に近い校訂本文の作成のためには、なお解明すべき問題が多い。

本稿では、『儀式』の古体に迫り得る史料と思われる、国立公文書館所蔵『即位式』（請求番号古四六一七七八）をとりあげる。本書は室町時代から江戸時代初期の成立と考えられるが、『儀式』巻五天皇即位儀および巻六元正朝賀儀によく一致する儀式文を載せる。これがいかなる性格のものかを本稿で明らかにしていくが、この本文を検討することで、『儀式』新写本の系

統を考える上でも重要な事実を抽出することができると思われる。

一、押小路本『即位式』

国立公文書館所蔵『即位式』（以下、『即位式』と表記する）は、目録上は万里小路本に分類されている。国立公文書館のデジタルアーカイブでは、令和二年（二〇二〇）九月一日時点で画像公開はされていない。現状は一軸の卷子本に装幀されているが、後述するように、本来別個に存在した複数の文書が、後世一軸に貼り継がれたようである。そこで内容により（1）（4）に分類し、書誌情報を記す。

（1）第一紙。料紙は檀紙。法量は縦二八・一cm×横二一・七cm。端裏に「式」とある。また、朱筆で「卅八号百七ノ内^二天皇即位儀」とある。

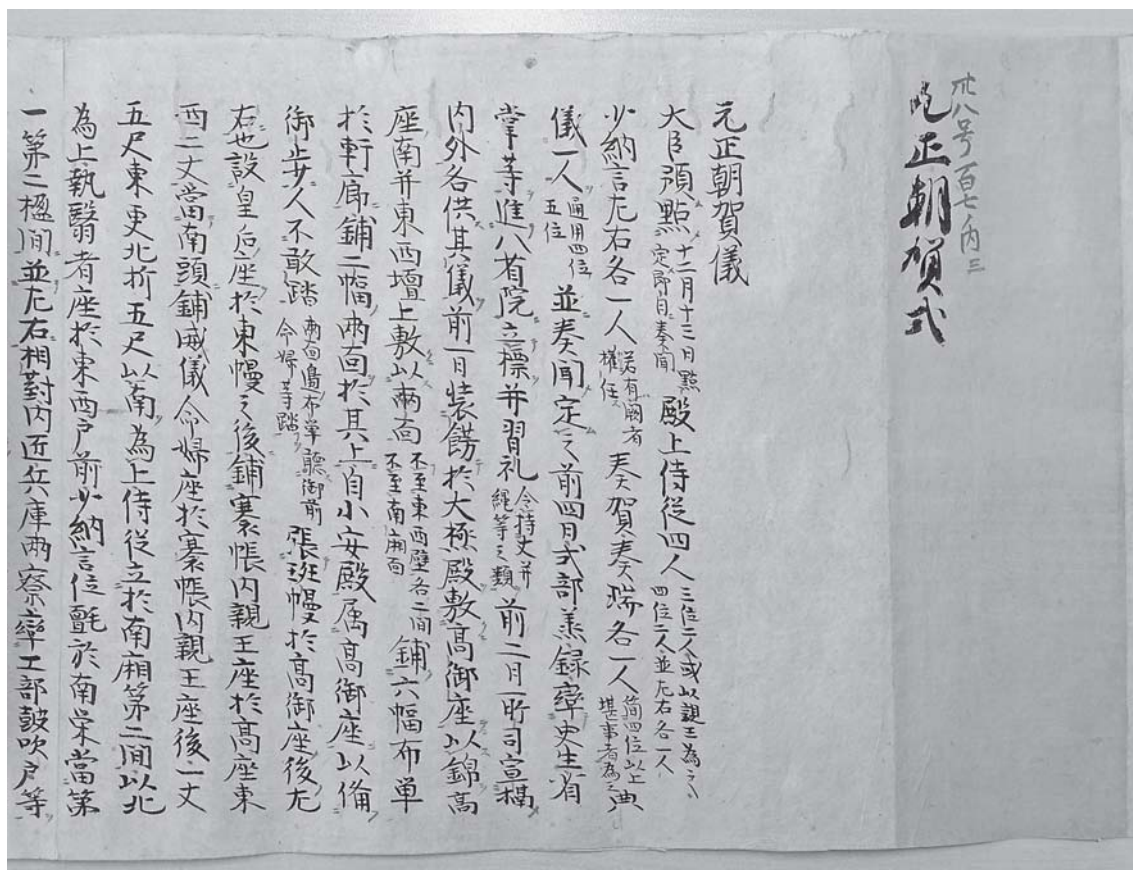
（2）第二紙から第九紙。永享元年（一二二九）後花園天皇即位礼の式文である。料紙は宿紙で、各紙の法量は、縦二九・八cm。横の長さは、第二紙三七・三cm、第三紙四六・六cm、第四紙四六・五cm、第五紙四六・三cm、第六紙四六・八cm、第七紙四一・二cm、第八紙四六・二cm、第九紙四六・〇cm。

第二紙に「日本政府圖書」印がある。また第二紙右端に「即位式 永享四」とある。裏打ちにより一部判読不能だが、右端裏に朱で「冊カ八号百七ノ内一」とある。紙背文書は藏人所の諸役の宛文と思われる。

(3) 第一〇紙から第二二紙。冒頭に「天皇即位儀」とあり、『儀式』巻五天皇即位儀と同様の儀式次第を載せる。各紙は縦二八・一 cm で、紙背文書はない。横の長さはそれぞれ、第一〇紙四〇・四 cm、第一一紙四四・五 cm、第一二紙三八・七 cm。なお、第一〇紙以降の料紙は全て楮紙である。

(4) 第一三紙から第三〇紙。第一三紙は横八・四 cm で、「元正朝賀儀」とある。後筆の朱で「卅八号百七ノ内三」とある。前後とは明らかに紙質が異なり、九条道房によく似た筆跡となっている。第一四紙以降第三〇紙までは『儀式』巻六元正朝賀儀と同様の儀式次第を載せる。横の長さは、第一四紙二八・六 cm、第一五紙一一・四 cm、第一六紙二六・五 cm、第一七紙一八・八 cm、第一八紙一八・六 cm、第一九紙二六・一 cm、第二〇紙一二・七 cm、第二一紙三二・一 cm、第二二紙五・六 cm、第二三紙三九・〇 cm、第二三紙三七・〇 cm、第二四紙一八・〇 cm、第二五紙二五・九 cm、第二六紙一五・二 cm、第二七紙二四・〇 cm、第二八紙二〇・七 cm、第二九紙一八・二 cm、第三〇紙二六・〇 cm (軸つき)。

(1) (4) の文書それぞれの関係を考える上で重要なのは、(1) (2) (4) の各所に記されている後筆の朱書である。これを検討すると、国立公文書館所蔵『押小路師成献納本書記類目録』(請求番号二一九一五五) に記された「卅八 御即位諸文書記録諸図」の番号と対応するようである。すなわち、(1) (4) は、明治十九年に押小路師成が日本政府に献上した文書群のうち、「御即位諸文書記録諸図」一〇七点を構成するもののうちの



押小路本『即位式』元正朝賀儀

三点であることがわかる。⁽²⁾そこで、本書は目録上は万里小路本とされてはいるが、本稿では押小路家に伝来した文書という意味で「押小路本」と称することとする。さらに、(1)は、「天皇即位儀」という朱書の記載から、本来は(3)に対応するものであったと見られる。

ところで、本書の新写本と見られるものに、当部図書寮文庫所蔵九条本『御即位式』(九一五〇九三)がある。これはa「天皇即位儀 式」、b「即位式 永享」、c「永享二年 良賢真人記」の三つを一冊に写した写本で、寛永二十年(一六四三)三月十日付の九条道房奥書によれば、押小路師定所持本を借用し令写したものであるという。aが押小路本『即位式』の(3)に、bが(2)に対応し、cは国立公文書館所蔵押小路本『良賢真人記』(請求番号古三一四〇イ)、あるいはこれの祖本を書写したものと推定される。このことから、寛永年間の押小路家には、『即位式』(1)～(4)はそれぞれ個別に存在していたこと、(1)が本来(3)に貼り継がれていたことが裏付けられるのである。

以上から、(1)(3)(4)と(2)は本来別個のものであり、もともと(1)(3)(4)の順に貼り継がれていたものが、押小路師成献上後に剥がされ、現状の形態に貼り継がれたものと考えることができよう。これを踏まえ以下では、(2)～(4)を検討する。

『即位式』(2)～(4)の翻刻を本稿の末尾に付した。これを見すると、『儀式』の抜書に見受けられるが、大きく異なる字句もある。そこで天保版本『儀式』と文字が異なる箇所をゴチック体で示した。紙幅の都合上細部の検討は省略せざるを得ないが、天皇即位儀に現行本文にない長文が存在すること、元正朝賀儀に現行本文で「自此以下可書注」とされている箇所が正し

く細字双行注となっていることなどが注目される。その他にも現行本文の校訂に資する字句の相違が多くみられる。

このような『即位式』が伝える『儀式』と思しき本文がいかなる性格のものかを検討する必要があるが、ここで田島公が紹介している、天理大学附属天理図書館所蔵宝玲文庫本『礼服制』(請求記号三二八・六一イ35)に注目したい。⁽³⁾本書は中原師象が各種の典籍から即位関係の記事を抜書したものであるが、第六紙に「儀式卷五 延喜」「儀式卷六 延喜」の目録があり、永正十六年(一五一九)十一月上旬に広橋守光所持本を書写したとの奥書がある。この儀式目録は、現行『儀式』の編目とは異なり、『本朝法家文書目録』に載せる延喜儀式の編目と一致する。「礼服制」部分も現行『儀式』と異なる箇所があることから、田島は延喜儀式逸文である可能性を指摘している。なお、『礼服制』は寛永二十年六月一日に中原師定が修補しており、その頃には現状と同様の形態だったことになる。

天理本『礼服制』の写本としては、東京大学史料編纂所蔵『延喜儀式等抜書』(請求記号裏松家史料一七〇、寛政五年(一七九三)六月一日裏松固禪書写)がある。本書は天理本『礼服制』と同じ構成の本文を持ちつつ、天理本『礼服制』にはない「天皇即位儀」「元正朝賀儀」の次第本文を載せ、これらは『即位式』とほぼ同じ本文である。このことからすれば、『即位式』は「礼服制」と本来一体のものだった可能性が高い。⁽⁴⁾『即位式』の「天皇即位儀」「元正朝賀儀」の筆跡も、中原師象のものと同認められるようである。⁽⁵⁾つまり『即位式』の「天皇即位儀」「元正朝賀儀」は、延喜儀式抜書である可能性がある。

ただし、このように考えたとき問題となるのが、貞観から延喜の間になさ

れた官司の統廃合である。従来の『儀式』年代観の考証においてもしばしば問題となることだが、現行『儀式』では、寛平九年（八九七）に兵庫寮に統合された「鼓吹司」と「兵庫寮」が混在している。一方、押小路本『即位式』では、「天皇即位儀」では現行『儀式』で「左右兵庫寮」とする箇所を「兵庫寮」、「鼓吹正」とする箇所を「兵庫頭」とし、「元正朝賀儀」では現行『儀式』で「兵庫頭」とする箇所を「鼓吹正」とし、「兵庫頭」と傍書するなど、両方を並記している。さらに「元正朝賀儀」には、

彈正忠以下出自朱雀門西掖門左右分列、左度自馳道、右便留在西、臺官在面北上、巡察在面北上、巡察在、

という箇所があり、「臺官」「巡察」は現行『儀式』にはない文字なのだが、「巡察」が巡察弾正を指すとすれば、巡察弾正は鼓吹司と同時に廃止されているため、本書を延喜儀式とみる上で不都合である。これらの問題だけを見れば、「天皇即位儀」は延喜儀式、「元正朝賀儀」は貞観儀式に追記されたものと考えるのがよいことになるのだが、官司名の書き換えは後人の手により容易に行なわれ得るから、強い根拠とすることは控えなければならぬ。ここでは田島と同じく、様々な可能性を残しつつも延喜儀式である蓋然性が強いものと考えておく。

弘仁・貞観・延喜三代の儀式書の性格については諸説ある。『本朝法家文書目録』には、弘仁儀式・貞観儀式・延喜儀式各一〇巻が見え、それぞれの篇目構成を載せるが、江戸時代以来の研究では、三代の儀式が実在し、現行『儀式』はこのうちの貞観儀式にあたるのが通説であった。⁷⁾

これに対し、三代儀式の存在を否定したのが石塚一石である。⁸⁾ 石塚は、『本朝法家文書目録』記載の弘仁儀式目録は弘仁期の状況に合致せず、延喜

儀式篇目を見て作られたとし、弘仁期に作られた内裏式こそ弘仁儀式と呼ぶべきものだったとした。さらに現行『儀式』には、前述のように「兵庫寮」の文字が散見することから、現行『儀式』は『別聚符宣抄』所収延喜十三年（九一三）八月二十九日宣旨で述べられている草稿本儀式をもとに追加修正されたものであり、『儀式』という書物は現行『儀式』以外には作られなかったとした。

その後、石塚説に触発された研究が相次いで提出されたが、少なくとも弘仁儀式は実在しなかったとする見解がおおむね認められている。⁹⁾ また現行『儀式』は後世の修正を含みつつもおおむね貞観儀式の体裁を保っていると思われる。延喜儀式については評価が分かれているようである。

『即位式』の「天皇即位儀」「元正朝賀儀」が、広橋家所蔵の延喜儀式の抜書であるとする、延喜儀式なる書物は確実に編纂され、少なくとも中世の広橋家には伝わっていたことになる。そしてその本文は、貞観儀式と比べても内容上大きな変化はなく、官司名等の修正にとどまることなどが推定されるのである。

二、『儀式』新写本の系統と『元正朝賀儀』

「序」で述べたように、現行『儀式』には古写本が存在せず、天保の版本を底本とする活字本が広く利用されている。しかし、版本である以上、思わぬ後世の改変が含まれている可能性は常に考慮すべきであり、厳密な本文の検討にあたっては、写本も含めて検討する必要があることは言うまでもない。新写本については、今江広道・渡辺直彦によって、現存写本が①天正官本系、

②三条西実教本系、③山口亮仲本系、④陽明文庫本の四群に分類されている。今江・渡辺論文は短文でありその詳細は述べられていないが、四系統には大きな異同はなく、全て最終的に①に帰結すると推測している⁽¹⁰⁾。このほか、秋元信英が江戸幕府の命に基づく荷田在満による校訂事業の流れを明らかにし、⑤在満校訂本系の奥書を有する写本の存在を指摘するとともに、巻一が「元正受朝賀儀」で始まり年中行事を追う篇目構成を持つ⑥年中行事「貞観儀式」系統、「延喜儀式」の外題を有する⑦「延喜儀式」系統に整理している⁽¹¹⁾。

新写本の理解を大きく進展させたのが西本昌弘である。西本によれば、三条西実教本系の祖本は延宝六年（一六七八）に一条兼輝が「官本」を借用し書写したもので、この「官本」は現在東山御文庫に所蔵されている『儀式』二冊（勅封二四一六）であり、その親本は三条西実教が禁裏に献上したものである。そして、『前田家書籍搜索書』上によれば、一七世紀末の三条西家には、三条西公条の筆で巻六・七を欠く古写本『儀式』八冊が伝存していたのであり、東山本は古写本たる三条西本の転写本であるという⁽¹²⁾。

西本の論に従うならば、東山御文庫本の巻一〜五と八〜一〇は古写本の系譜を引く良質な新写本であるが、欠けている巻六・七は他本により補ったことになる。現存『儀式』の新写本が、おおむねこの三条西本を祖本とするすれば、巻六・七については各系統で系祖本が異なる可能性がある。例えば、当部所蔵壬生本（函架番号F一〇一二五〇・F一〇一―一五二）は、F一〇一―一五一の奥書に、

儀式十卷、以左少史安倍亮仲本令模寫、元祿三年五月廿日書寫校考了、但卷第六七貳冊者、世間流布之中無之、是以神祇大副景忠、本令書寫之由、有奥書、件貳冊翌年九月卅日書寫比考了、

左大史小槻（花押）

とあり、これによれば壬生本は山口亮仲本を元祿三年に書写したものであるが、山口亮仲本は、巻六・七が世間に流布していないため、藤波景忠所持本を写したとの奥書があったという。また、巻六・七を持たない写本としては、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家本（目録番号四七五〜四八二）がある。文字のあり方は東山本に忠実に見えるが、讓国儀・元正朝賀儀の錯簡の様子⁽¹³⁾が壬生本と勸修寺本は一致している（勸修寺本は錯簡を直していることが書き入れからわかる）。つまり勸修寺本と壬生本の巻六・七以外の巻は同系統の流布本で、壬生本は巻六については谷森本と文字が似ていることから、巻六・七は天正官本系の写本から取り合わせたのだろう。

このように、巻六・七については、諸本により来歴が異なる可能性がある。東山本が古写本に遡らないこともあり、検討を要するのである。そこで、流布本と異なる本文を持つ写本として、陽明文庫所蔵本『儀式』（第二書庫図書目録（甲）一三五）一〇冊を紹介したい。本書は江戸時代中期写の袋綴装の冊子本で、法量は縦約二八・六cm×横約二一・二cm。外題は直書で「儀式第一」（二〜十も同様）とある。現状は木箱に納められ、箱の中心に「儀式十冊」と墨書する。また、三通の「儀式目録」が付属する。三通とも内容はほぼ同じで、儀式の編目名を記したものである。このうちの一通の目録の冒頭に「享保六潤七廿四」とあるが、名和修によれば近衛家久筆であるという。本書には奥書はないが、巻六・七以外の末尾には「一校了」とあり、巻六・七の本文は他の巻とは別筆のように見受けられる。つまり、陽明文庫本は流布本系統の八巻に、全く異なる来歴を持つ巻六・七を取り合わせた可能性が高い⁽¹⁵⁾。

そこで、陽明文庫本の卷六元正朝賀儀の本文を検討すると、流布本と大きく異なる箇所がいくつか存する。例えば、大舎人が奉持する威儀物が列挙されている箇所において、「挂甲一領」に続き、「弓以下竝納袋、：執威儀物舎人左右各六十人」とある文字が、流布本は本文とした上で「自此以下可書注」との細字双行注がある。これが陽明文庫本では「自此以下可書注」がなく、全て細字双行注となっており、かつ「六十人」ではなく「六十八人」とある。同様に、「皇后亦入後房」とある箇所につき、流布本では細字双行注「自此以下可書注」があり、「左右近衛次將：兵衛各卅人更還」が本文として書かれ、「自此以下皆可書注後注後宮供奉」が細字双行注で続く。これが陽明文庫本では「自此以下可書注」「自此以下皆可書注後注」がなく、全て細字双行注である。いずれも陽明文庫本が正しく、『即位式』とも一致する。

しかし、陽明文庫本と『即位式』が完全に一致するわけではなく、『即位式』の明らかな誤りが陽明文庫本では正しい文字になっている例もある。また、前章で指摘した、鼓吹司と兵庫寮の並記はなく、全て流布本と同様に兵庫寮で統一されている。さらに、陽明文庫本には数箇所異本注記があり、その多くが押小路本『即位式』と一致することや、後半の宣命が読まれる部分以降になると流布本とのズレが明らかに小さくなるといった特徴を指摘しておきたい。また、厳密な考証は未了であるが、卷六・卷七の中でも「元正朝賀儀」以外の本文は、流布本とさほど変わらないように見受けられる。卷五「天皇即位儀」にも、押小路本『即位式』との一致や異本注記は見られない。このように見ると、陽明文庫本は「元正朝賀儀」のみ、『即位式』と密接な関係を持つ何らかのテキストを参照した可能性が疑われる。そこで可能性の一つとして、『元正朝賀儀』の名称で伝わる写本の存在を指摘したい。『元

正朝賀儀』の写本は、管見の限りでは以下の五つの近世写本が知られる。

東山御文庫本A（勅封一四一―一八〇、外題「御即位式」、明暦印あり）

東山御文庫本B（勅封一四四―一九九）

宮内庁書陵部所蔵葉室本（函架番号葉一九六八）

京都大学附属図書館所蔵平松本（請求記号四―カー一五）

東北大学附属図書館所蔵狩野文庫本（請求記号六一―七八一―一一）

いずれも同様の本文であり、『儀式』卷六「元正朝賀儀」に対応する儀式次第のみを載せるが、その本文を検討すると、細部に至るまで『即位式』の「元正朝賀儀」と一致し、「本」「鼓吹正」などの傍書まで一致する。したがってこれら『元正朝賀儀』の共通の祖本は『即位式』と同じであると見てよいだろう。かつこれらの写本に共通する特徴として、いずれも後半の下部に、親本の欠損に由来する空白部分がある。仮に陽明文庫本が『元正朝賀儀』を参照していたとすれば、後半部分に独自の文字が少ないのは、この欠損により後半部分を校合に用いることができなかつたためとの説明ができるかもしれない。いずれにせよ、陽明文庫本の「元正朝賀儀」は、現存する『儀式』の写本の中では、最も本来の形態に近いテキストを持っていると見られ、本文復原に資するであろう。

最後に、『儀式』本文のうち、「元正朝賀儀」のみが別に流布した背景について若干の考察を付す。国立公文書館所蔵『押小路文書』（請求番号古一一―二八四）二四の中には、「元正朝賀儀」の本文の冒頭およそ一〇分の一ほどを記した文書が収められており、その前に左のような押小路師定の識語がある。

（朱書）
「式」寛文三年四月廿七日 寛文三年置外辨式

御即位外辨式是也、近代置白紙之式歟、先帝御即位以來置此式、是朝賀式也、毎度取替表紙用之、式文奥迄不及書滿之令省略了、内辨幄置案上式今度内辨御作進之式也、内辨無御作進時置舊式云々、此式歟、但御即位之舊式歟、可尋決、抑此朝賀式、諸家不多云々、亡父之時鷹司殿^{教平}、依御懇望借進云々、又九條殿^{道房}、即位内辨之時予借進之了、其外祕藏者、不令他出之也、大外記師定

これによれば、即位礼で用意する外弁式は、近年では白紙を置いていたが、後西天皇の即位式より、朝賀式を置くようになった。また、内弁の幄にも式を置くが、霊元天皇即位礼以前は「旧式」を置いており、これがおそらく朝賀式であろうと述べている。即位礼は、平安中期以降行なわれなくなる元日朝賀とほぼ同様の儀式構造を有するが、『儀式』の記載は元日朝賀の次の方^第の方が圧倒的に詳しく、天皇即位儀はこれに準ずるといふ形式をとっている。そのため、より詳細な「元正朝賀儀」の方が珍重され、内弁の式筥にいれるなどの用途として独立して伝わったのだと思う。なお、右の師定識語によれば、近世には朝賀式自体を保有する家は少なく、押小路家所持本を師定が鷹司教平や九条道房に貸し出したことが記されている。押小路本「即位式」に由来する『元正朝賀儀』の流布のあり方がうかがわれる記述であろう。

結語

以上、押小路本『即位式』が、延喜儀式抜書である可能性が高く、『儀式』巻五「天皇即位儀」および巻六「元正朝賀儀」の現存写本の不備を直す手がかりになり得ることを明らかにし、これに関連して現存『儀式』写本のうち、

巻六・七は諸本により来歴が異なること、中でも陽明文庫本巻六「元正朝賀儀」が本来の形に近い本文であろうことなどを指摘した。『即位式』の翻刻を末尾に付したが、即位礼・朝賀儀の研究を進める上で、基礎史料の本文を再検討する必要があると思う。今後の課題として記しておく。本稿が、良質な『儀式』校訂本文作成への道を拓く一助になることを、強く願う次第である。

註

- (1) 国立公文書館所蔵『京都府華族押小路師成記録献納ノ件』（請求番号纂三五一〇〇）。
- (2) 朱書によれば三八号に含まれる文書は全部で一〇七点あったことになるが、その多くは現在『押小路文書』として簿冊にされている。
- (3) 田島公「古代の官撰史書・儀式書の写本作成」（同編『禁裏・公家文庫研究』第五輯、二〇一五年）。
- (4) 『儀式』の写本のうち、無窮会神習文庫所蔵井上頼因旧蔵本は、未調査ではあるが、延喜儀式巻五の目録と即位儀、巻六の目録と元正朝賀儀・元正御豊樂院儀・礼服制を記しているという。裏松本『延喜儀式等抜書』と同じ性格の書物ではないかと推測する。
- (5) 石田実洋氏の御教示による。
- (6) 狩野文庫本『類聚三代格』巻四廢置諸司事所収寛平八年九月七日太政官符。
- (7) 和田英松『本朝書籍目録考證』（明治書院、一九三六年）など。
- (8) 石塚一石「三代儀式の成立について」（『日本上古史研究』七一二、一九六三年）。
- (9) 所功『儀式』の成立（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出一九七七年）、森田悌「儀式書の編纂」（『日本古代律令法史の研究』文献出版、一九八六年、初出一九七九年）など。なお、弘仁儀式の編纂が構想さ

れていたことは認め得る。栗木陸「弘仁「儀式」の構想」（武光誠編『古代日本の政治と宗教』同成社、二〇〇五年）が、構想段階の弘仁儀式の篇目復原案を提示している。

(10) 今江広道・渡辺直彦「儀式」校訂の諸前提（『國學院大學日本文化研究所報』六〇・六一、一九七四年）。

(11) 秋元信英「近世の『儀式』写本と荷田在満」（『続日本古典全集 貞観儀式』現代思潮社、一九八〇年）。

(12) 西本昌弘「儀式」古写本に遡る手がかり」（『日本歴史』六一六、一九九九年）。

(13) F一〇一五一は、卷六のうち、元正朝賀儀・元日豊楽院儀の一部と、礼服制のうち五行、儀式卷七のうち、正月七日儀の途中まで、および奥書部分の合冊形態からF一〇一二五〇から脱落したものとみてよい。F一〇一二五〇には脱落した部分が別に補入されている。

(14) 当部所蔵（函架番号谷一八九八）。天正官本系の奥書を有する。

(15) 陽明文庫本の転写と思われるものに、京都大学附属図書館所蔵平松本（請求記号四一キ一ニ）がある。

翻刻

・本翻刻は、押小路本『即位式』のうち、冒頭の永享四年即位式を除いた部分のものである。

・『儀式』天保版本と異なる字句を、ゴチック体で表記し、天保版本の文字や状態を（ ）で傍書すること示した。ただし、異同が長文にわたる場合には、便宜的に傍書ではなく本文に組み込んで示した箇所がある。
・その他の体裁は、おおむね皇室制度史料に準拠している。

天皇即位儀

前十日大臣預點殿上侍從四人 三位二人、或以親王爲之、四位二人、竝左右各一人、・少納言二人、（細字雙行）左右各一

人、前四日式部丞・錄率史生・省掌等進八省院、立標并習禮、前二日所司宣

（攝）接内外各供其職、一如元會儀、前一日整設大極殿、當日諸衛服大儀、各勒所

部立大儀仗於殿庭左右及諸門、々部四人居於章德・興禮兩門東西也、各用胡床、左

右中將仗供奉御前、即陣東西階下、兵衛仗龍尾道而陣、（挾）中務率内舍人陣近仗

南、内藏・大舍人寮等各執威儀物、東西相分列於殿庭、主殿・圖書兩寮各服

禮服、列爐東西、寅一刻兵部丞・錄率史生・省掌等、左右相分入自章德・興

禮兩門、共至龍尾道上、（左右あり）檢校兵庫寮所樹諸幡・諸衛儀仗等、式部丞・錄率史

當御前傍行數步、北折進、跪膝行數步稱、禮畢、膝行卻退、乃立傍行、還如

初進儀、復本位、殿下擊鉦、三下、(其儀、兵庫頭申大臣云、令擊垂御帳鉦、大二九女

孺奉翳、二人命婦垂御帳、皇帝還入後房、命婦・女孺復本座、閣內大臣令

槌退鼓、(其儀、兵庫頭申大臣云、令槌退出刀禰鼓者、諸門鼓皆應、親王以下百官俱自

上而罷、(且罷、不待、諸門鼓應、但被敘親王已下百官、同出自會昌門行列、親王

退出顯親門、殿上者侍從先罷、次少納言、次執翳・威儀・褰帳等人、此間式

部・兵部兩省人自東廊北掖門撤位記筥、掃部寮亦入自同門撤机、兩氏閉門、

諸衛叩鉦、解陣、

元正朝賀儀

元正朝賀儀

大臣預點(十二月十三日點、即日奏聞、殿上侍從四人、三位二人、或以親王爲之、四位二人、

人、若有闕(者權任、奏賀・奏瑞各一人、簡四位以上、堪事者爲之、典儀一人、通用四位、竝奏聞定之、前四

日式部丞・錄率史生・省掌等進八省院、立標并習禮、(令持文并、繩等之類、前二日所司宣

攝內外各供其儀、前一日裝飾於大極殿、敷高御座以錦、(御一あり)高座南并東西壇上

敷以兩面、(不至東西壁各二、不至南廂面、鋪六幅布單於軒廊、鋪二幅兩面於其上、自小安殿屬高

御座以備御步、人不敢踏、(兩面邊布單聽、御前命婦等踏、張斑幔於高御座後左右也、設皇后座於

東幔之後、鋪褰帳內親王座於高座東西二丈、當南頭鋪威儀命婦座於褰帳內親

王座後一丈五尺(なし)東更北折五尺、以南爲上、侍從立於南廂第二間、以北爲上、

執翳者座於東西戶前、少納言位旣於南榮、當第一・第二楹間竝左右相對、內

匠・兵庫兩寮率工部・鼓吹戶等、當殿中階南去十五丈四尺樹銅鳥幢、東樹

日像幢、次朱雀旗、次青龍旗、(此旗當殿東頭楹、玄武旗當西頭楹、下銅鳥幢西樹月像幢、次白虎旗、

次玄武旗、(相去各二許丈、與青龍、昭訓門外北掖設皇太子次、(坊官率屬官、并所司候之、自同門內

南廊第一間壇下西去四丈設同幄、自幄東去八尺設傳座、去三尺大夫座、差

退二重侍從座、(重列、竝西面北上、自皇太子幄南去一許丈更東退四尺設內辨

大臣幄、(幄南懸鉦鼓、北鉦、南鼓、幄東砌下西向鋪外記・史座、(なし)左右近衛陣邊鋪內記座、次裝

飾小安殿、以布部十一枚爲南榮屏、殿內鋪葉薦、上加調席、(上加下あり)鋪御帖八枚、上

立五尺床、(なし)上加鋪錦端御帖、左右立五尺屏風四帖、(後)前立四尺屏風一帖、中務

置皇太子版於中階南十丈、南去二丈置奏賀版、自奏賀位東去二丈置皇太子

謁者版、(以坊大夫、爲謁者、自此南去二丈更東折一丈雙置奏賀・奏瑞行立版、(奏賀在西、奏瑞在東、相去

一丈、(二)自中階南去三丈更東折三丈置皇太子謁者版、(太子升殿之位、南去三丈置詔使

版、自中階南去十二丈西折、與奏賀位相對置典儀版、差西南退置贊者版、

自中階南去十丈對設火爐、(相去六丈、訖式部錄率史生・省掌等置版位六十二枚、

(卅一枚正位、卅一枚應位、但位多少者當時定之、自龍尾道南頭南去十七丈中庭置宣命版、東折二丈五尺

更南去四丈太政大臣版、(無其人、南去左大臣版、南去大納言版、南去中納言版、

(三位參議及王四位參議少退在此列、南去四位參議版、南去王四位・五位版、南去臣四位版、南

去五位版三、南去六位版二、南去七位版二、南去八位版二、南去初位版二、

南去無位版二、相去各一丈三尺、自宣命位西折二丈五尺敵太政大臣版置親王版、南去右大臣版、若無太政大臣者立左大臣、南去非參議一位・二位版、南去非參議・參議三位版、南去奏賀・奏瑞版、與四位參議相當、南去王四位・五位版、南去臣四位版、南去五位版三、南去六位版二、南去七位版二、南去八位版二、南去初位版二、南去無位版二、相去同上、若有蕃客者、置治部・玄蕃・客徒於左、右五位版間、其位次治部・玄蕃在東、客徒在西、當日寅一刻掃部寮設式部輔以下省掌以上座於式部西門、訖輔以下依次就座、五位以上就版受點、寅一刻兵部丞・錄率史生・省掌等左右相分入自章德・興禮兩門、共至龍尾道上、檢校兵庫寮所樹日・月像幡、鉦鼓、諸衛府儀仗列陣等事、中務省擊動鼓而裝束、大・少輔並著淺紫襖、金銀裝腰帶、橫刀、靴、策著幟笏、丞并內舍人皂綫、緋襖、挂甲、白布帶、橫刀、弓箭、麻鞋、鉦鼓師禮冠、皂綫、緋大袖袍、綠襖、大帶、白練袴、布襪、禮烏、擔丁皂纒頭巾、皂綫、緋末額、緋大斑袍、白布帶、袴、布脛纏、布脚結非、訖輔以下就廳事座、史生二人各持內舍人簿、分立廳南庭東西階下、東持正員簿、西持權補簿、北面唱計、內舍人各稱唯列立、二刻左右近衛府共始擊動鼓、三度、々別平聲九下、諸衛依次相應、裝束、近衛大將謂權任〔細字雙行註、一也〕あり著武禮冠、淺紫襖、錦襖襦、將軍帶、金銀、金裝橫刀、靴、策著幟笏、中將武禮冠、深緋襖、錦襖襦、將軍帶、金裝橫刀、靴、策著幟笏、少將武禮冠、淺緋襖、錦襖襦、將軍帶、金裝橫刀、靴、供奉御與少將皂綫、將監・將曹並皂綫、深綠襖、錦襖襦、白布帶、橫刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、府生・近衛並皂綫、

深線襖、挂甲、白布帶、橫刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、近衛加緋末額、兵衛督著武禮冠、深緋襖、綉襖襦、將軍帶、金裝橫刀、靴、策著幟笏、佐武禮冠、緋襖、錦襖襦、將軍帶、金裝橫刀、靴、策著幟笏、尉並皂綫、深綠襖、志紺襖、〔細字雙行註〕錦襖襦、將軍帶、金裝橫刀、靴、策著幟笏、府生・兵衛並皂綫、紺襖、挂甲、白布帶、橫刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、府生・兵衛並皂綫、紺襖、挂甲、部同兵衛、衛士皂綫、末額、桃染布衫、挂甲、白布帶、橫刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、卯一刻鼓吹兵庫寮司昭訓門內大臣幄西南去二丈立鉦、南去一丈立鼓、鉦加角槌二柄、鼓木槌二柄、鼓木槌二柄、並有篋籠、下皆准此、長一人服、用寮頭、著朝服、下皆准此、擊人各一人著平巾冠、漆羅、緋大袖袍・綠襖・大帶、長五尺、廣四寸、以布為心、以帛為表裏、其二端各著細帶、長各五尺、大口・帛袴袴・白布襪・烏烏、執夫四人著皂纒頭巾・皂綫・末額・緋大額袍・白布帶、長八尺、廣四寸、四重・白布袴・紺布脛巾・白布脛纏非、下皆准此、次會昌門外東去九丈自廊南去五丈立鉦、南去一丈立鼓、長一人、〔なし〕擊人各一人、執夫四人、次應天門左闕樓自西南角壇以西相去一丈立鼓、以北相去六尺立鉦、長一人、〔なし〕擊人・執夫同上、次朱雀門內東去十丈自垣北去七丈立鉦、北去一丈立鼓、長一人、〔なし〕屬・擊人・執夫亦同上、卯一刻近衛府擊列陣鼓、一度、平聲九下、諸衛以次相應、三刻擊進陣鼓、三度、々別九下、初發細聲、漸至大聲、仗初進擊行鼓、三度、々別雙聲、二下、諸衛相應如前、皆就隊下、左右近衛中將率將監以下隊於大極殿東西階下、自階南去三丈更東退一丈、右陣亦對、謂權任者、率將監以下隊於蒼龍・白虎兩樓北

邊、(有あり)若蕃客朝拜者、(於あり)隊龍尾道、龍像纛幡一旒、加戟、其杭預前、(版本には)「執纛・執戟」
下、其隊幡、小幡各倍數、(倍)儲備、餘皆准此、

各四人、兵衛、鷹像幡四旒、小幡卅二旒、(紵黃各廿一旒、並あり)鈺鼓各一面、(面別加)槌、籩

籩、餘、擊人各一人、執夫四人、(皆衛)將監率將曹以下隊於殿以北後殿南、竝居

亦准此、(少將已上胡床)胡床、其供奉駕陣者乘輿、御小安殿之後乃就本隊、(諸衛)左右兵衛

督・佐率尉以下隊於龍尾道東西階、(下あり)自階南去三丈、各東西去一丈、督在外、佐

纛幡一旒、熊像幡四旒、小幡九十六旒、鈺鼓各一面、尉率志以下隊於昭慶

門內左右、小幡各十八旒、志率兵衛以上隊於嘉喜・永福兩門內、(等)左右衛門府

督率尉以下隊於會昌門外、(左右あり)若蕃客朝拜者、(なし)左右鷹像纛幡一旒、加戟、執纛十六人、

執戟四人、鷹像幡二旒、小幡卅九旒、鈺鼓各一面、佐率尉以下隊於應天

門外左右、隊幡四旒、小幡卅五旒、尉率門部三人居門內、(開門畢)尉率志以

下隊於朱雀門外、隊幡二旒、小幡卅八旒、志一人率門部五人居門內、

(開門畢還)自朱雀門外至于教業・豐財兩坊小路衛士隊之、尉率衛士以上隊於宣

政・章善兩門、小幡四旒、志率衛士以上隊於諸腋門、隼人司官人二人・史生

二人率大衣二人・番上隼人卅人、(卅)今來隼人廿人・白丁隼人百卅二人分陣應天

門外之左右、竝執楯・槍坐胡床、其史生已上著當色・橫刀・大衣、并番上隼

人著當色、橫刀、白・赤木綿耳形幔、(蔓)自餘隼人皆著大模布衫、(横)襟袖著、布袴、

著兩面襖、(省あり)緋帛肩巾、橫刀、白・赤木綿耳形幔、中務擊進鼓、輔・丞各二人相分

率內舍人入自永陽・廣義兩門、隊於近衛陣以南、各居胡床、(其輔胡床以虎皮敷之)光纛幡

二旒、(左纛與青龍旗相連相去六丈)與近仗纛平頭、右纛准此、鈺鼓各二面、籩并槌、擊人各二人、執夫八人、執

纛八人、式部丞・錄率史生・省掌等左右相分入自長樂・永嘉兩門、就應天門

左右閣道壇上座、(所司預)設座、錄二人率史生・省掌分列朱雀門東西仗舍前、(北面東)整

列六位以下刀禰、彈正忠以下出自朱雀門西掖門左右分列、(左度自馳道、右便留在西)於東西仗

舍前、(臺官在東者西面北上、巡察在西者東面北上)紵立兩儀及帶仗非違等、(若有犯人式部等)訖入自東西掖

門列立翔鸞・棲鳳兩樓南頭、(面位・紵)訖入自長樂・永嘉兩門列立東西朝集堂南

頭、(細字雙行註)以內紵彈如上、典儀一人・贊者二人入自光範門各就位、大舍人寮左右相

分各官人二人・史生一人率執威儀屏繳一具・圓翳十具・圓羽十柄・橫羽八

柄・弓八張・矢八具、(箭)各有、大刀八口・杵四竿・杖二枝・如意二枝・蠅拂

二枝・笠二枚・挂甲一領、(天字とし、自此以下可書注との細字雙行註あり)袋立兩行尾、(圓翳已下分爲兩行、其屏繳立兩行首、挂甲)入

自昭訓・光範兩門、陳列近衛陣以北一丈、與纛平頭、內藏寮允・屬各一人、

大藏省丞・錄各一人各率執威儀柳筥藏部八人列立、(在大舍人北面東西去一丈、內)藏部

懸頸、次掃部寮官人左右各二人各率執胡床掃部五人列立、次主殿寮官人亦各

一人率殿部十一人、(著黃)袍、列立、(二寮與內藏)主殿・圖書兩寮各服禮服、列爐東西

去爐各三丈、(尺)兩寮東西各二人、(第一人當爐)卯三剋以前諸儀辨備訖、閣外大臣以下入

自含耀・章義兩門就朝集堂床、(大臣以下參議已上在東、親王以下非參議三位已上)及奏賀・奏瑞在西、(若太)政大臣就列右大臣就西、(者あり)訖式部

丞・錄以下起自閣道座降立砌前、(去砌二許丈、左西上)史生二人各持大札、共立庭

中唱計五位已上、隨唱稱唯列立、訖史生共復本列、爰閣內大臣入自昭訓門就

帷下座、時間内大臣喚召使、稱唯進立、(外)當堂西中階、大臣宣、喚兵部省、召使

稱唯、退出喚之、丞入立、大臣宣、令擊外辨鼓、丞稱唯退出令擊之、諸門

(皆)以次應之、殿下鼓、乃開章德・興禮兩門、先已開訖、伴・佐伯兩氏五位各一人(左伴)

右佐伯氏、不各著禮服率門部三人、(大書す)不帶、入自章德・興禮兩門居會昌門內左右廂

胡床、門部在門下去壇、(侍候あり)辰一刻乘輿出自建禮門御大極殿後房、少時皇后亦入後房、

左右近衛次將各一人率將監・將曹・府生各一人、(侍候あり)近衛各卅人、左右兵衛尉已上各一人率志、

府生各一人、兵衛各卅人更還(こゝまで大書す)、(自此以下皆可書注後注あり)後宮供奉、

訖女孺十八人執翳、二行就戶前座、(細字雙行註自此以下可書注あり)以南、(若無內親王者、以三位已上若王氏四位、五位爲之、)上若王氏四位、五位爲之、

威儀命婦四人、以三位已下五位已上爲之、各各著禮服相分、以次就座、侍從四人

若不帶劍者權帶、以相分共立、次少納言二人分入自昭訓・光範兩門、(立あり)對鬘上、

伴・佐伯兩氏五位降壇、北向立門下、門部開門、諸門共開、訖各還本位、(兵鼓)

吹正、(書なし)庫寮進申閣内大臣云、令擊召刀禰鼓、大臣宣、令擊、(頭)正稱唯、退喚鼓師名、

稱唯、(なし)正頭命云、擊喚刀禰鼓、々師稱唯擊之、訖復本位、諸門鼓皆應、皇太

子始就帷下座、參議已上依次降堂、就列而入、諸仗及內舍人、伴・佐伯兩

氏共立、(下亦同之、)省掌二人趨進互稱大夫等應參進、各一聲、五位以上依次自會昌

門東西戶參入、錄二人立門外互稱容止、五位以上立定在朱雀門外、式部錄率

六位以下刀禰、左右相分入自同門、(在內列、丞、)省掌行且稱容止、以次就位、親

王入自顯親門、(若有蕃客者、治部・玄蕃相次引客人自會昌門、)就位、訖式部史生左右相分錄諸司六位刀

禰見參、于時東宮謁者引皇太子出帷、(至)進立青龍旗下、西折而進、至銅鳥・日

像兩幡之間、謁者北折進、當奏賀位東折就位、皇太子猶進至烏幡下、北折

就位、(凡每曲必揖、)皇帝服冕服就高御座、命婦四人、(以內親王以下五位以、)服禮服

分在御前、至高御座下立、御座定後引還、(なし)經更供奉皇后御前、于時殿下擊鉦、

三下、皇后服禮服復就座、(後)注也、初皇帝御高座之時、執翳女孺左右各九人

分進奉翳、(不必待皇、)訖內親王二人褰帳復本座、執翳以次退復本座、宸儀初見、近

仗者俱稱警、庭中群官警折、式部錄并省掌重稱面伏、諸仗共坐、主殿・圖書

官人各二人以次出東西就爐下、生炭焚香、(主殿先生炭、)訖各復位、典儀曰、再拜、

皇太子再拜、(贊者不承傳、)訖謁者西進更北上、當東宮位猶北進二許丈、更西折

當中階、引皇太子、進不至階下三許丈、(更)東折就位、皇太子升自中階、當御座

前北面跪於南榮、賀曰、新年乃新月乃新日爾萬福乎持參來支拜供奉止、(良久)申、俛

伏而興、降階四級、謁者進引皇太子止復位、太子再拜、于時勅喚左右侍從在

南者、(名あり)稱唯進自南榮、當御座前跪膝行進、俛伏而侍、(皇太子)詔曰、新年乃

新月乃新日爾與天地共爾萬福乎平久受賜禮止宣、(久あり)侍從奉勅稱唯、俛伏而興、

降自東階就詔使位、西面、宣制云、天皇我詔旨止、(良宣)宣布大命聞賜止宣、皇太子

稱唯再拜、訖更宣、新年乃新月乃新日爾與天地共萬福乎平久受賜禮止宣、(爾あり)(久あり)皇

太子稱唯拜舞、侍從還上殿、北至階下典儀曰、再拜、皇太子再拜、謁者進引

皇太子復帷、(比)北及青龍旗下典儀曰、再拜、贊者承傳、王公・百官再拜、訖奏

賀・奏瑞者、(奏賀在前、而行自宣命位南去一、)共進、(諸仗)北折進自馳道、不進宣命

位一丈東折、經左兵衛陣南更北折、昇自龍尾道東階就行立位、有頃奏賀者進就版、北面立、奏曰、明神止御大八洲日本根子天皇我朝廷爾仕奉流親王等・王等・臣等・百官人等、天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎持參來、天皇我朝廷乎拜仕奉事乎恐美恐美毛申賜止申、若皇帝加元服、在賀正之前、有賀元服之詞、退復位、群官再拜、奏瑞者若無瑞者無此儀、進就位、奏曰、治部卿位姓名等申久、(其)某官位姓名等我所申某物、顧野王我符瑞圖曰云々、孫氏我瑞應圖曰云々、(其)彼禮此乎瑞書爾勘爾、(其)某物波某瑞爾合利、(其)某物波某瑞爾合利止申世流事乎恐美恐美毛奏賜久止奏、退復位、勅曰、參來、奏賀者稱唯就位、勅曰、供奉親王等・王等・臣等・百官人等、天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎(乎)あ久受賜禮止宣開、(な)奉勅稱唯、退復行立位、俱逡巡還退出、奏賀者便留宣命位、奏瑞者復本列、訖奏賀者宣制曰、明神止御大八洲日本根子天皇我詔旨止(良萬)宣布大命乎、衆聞食與止宣、王公・百官稱唯再拜、訖更宣云、供奉親王等・王等・臣等・百官人等、天下百姓衆諸、新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎平久長久受賜禮止勅天皇我詔旨乎、衆聞食與止宣、王公・百官共稱唯拜舞、武官俱立振旗、稱萬歲、(其聲)不拜舞、待宣命者退復本列而止、典儀曰、再拜、贊者承傳、群官再拜、訖左侍從在南者進、當御前跪膝行、俛伏曰、禮畢、還復位、(兵庫頭)鼓吹正進申大臣云、令擊垂御帳鉦、大臣宣、令擊、(頭)正稱唯、退喚鉦師名、(な)鉦師稱唯、(な)頭正命云、擊垂御帳鉦、々師稱唯擊之、三下、復本列、奉翳垂帳、

訖復本處、皇帝還入後房、皇后還入、如出儀、(兵庫頭)鼓吹正進申大臣云、擊退刀禰鼓、大臣宣、令擊、(頭)正稱唯、退喚鼓師名、鼓師稱唯、(頭)正命云、擊退刀禰鼓、々師稱唯擊之、訖復位、諸門鼓皆應、上下群官罷、(自上罷)槌退鼓、群官且罷、不待諸門(止あり)、(次執翳・威儀・)兩氏閉門、諸衛擊鉦、解陣、即遷御豐樂殿、(帷等)